経済産業省

資料７

一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討

第３回　制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2024年11月15日

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日のご報告内容について

- 一般送配電事業者における非公開情報の漏えい事案について、第98回制度設計専門会合において、業務改善勧告及び業務改善指導の対象事業者である**東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力PG」という。）及び東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下「東京電力RP」という。）の内部統制の強化に向けた取組について、事務局としてモニタリングを実施する**ことをご報告させていただいたところ。

- 第１回のモニタリングとして、**電力・ガス取引監視等委員会において両社の社長との面談を実施したことから、その概要を御報告**させていただく。

今後の取り組みの方向性について

- 採点結果については**委員会から各社に対して直接フィードバックを行うとともに、各社の今後の取組み方針について改めて聴取**することとしたい。
- 今般の各事業者の採点結果を踏まえ、**集中改善期間終了後の今後の各事業者の業務改善計画のモニタリングについては、定期監査時の確認に加え、特定の項目に限定しての随時の進捗状況の確認など、メリハリ付け**を行うこととしたい。
- 内部統制の強化は、本来的には各事業者がそれぞれの経営課題として各自で取り組むべき課題であり、**今回行ったような事務局による網羅的な採点については、新たに集中改善期間の対象となる事業者が生じた場合以外は想定していない（※１）**。他方で、各事業者が自主的に内部統制強化の取り組みを進めていく中で、改めて特定の項目について事務局の確認やフィードバックを求める場合においては、可能な範囲で対応していくこととしたい。

※ 東京電力パワーグリッド株式会社における顧客の接点情報等を管理するシステムでのアクセス制御の不備等により、今月20日、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対して、先般の一連の情報漏えい事案発生時に処分等対象事業者に命令等したのと同様の内部統制体制の強化等を勧告・指導し、業務改善計画提出後の1年間、委員会による継続的なモニタリングを実施する。
https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240620005/20240620005.html

第98回制度設計専門会合
資料３（2024年６月25日）赤枠追記

委員会・事務局における面談の実施（概要）

- 第１回のモニタリングとして、電力・ガス取引監視等委員会において、東京電力PG及び東京電力RPの社長から、**①既にどのような取組に着手したのか、②今後どのような点を意識しながら計画を実行していくのか、③自身が内部統制の強化にどのように関与し、リーダーシップを発揮していくのか、といった点を聞き取るため、両社の社長との面談を実施**した。

【実施概要】

対象事業者	実施者	日時（方式）
東京電力パワーグリッド株式会社 （業務改善勧告対象事業者）	委員長 委員 事務局	令和６年10月15日（対面）
東京電力リニューアブルパワー株式会社 （業務改善指導対象事業者）	事務局	

委員会・事務局における面談の実施（両社社長による決意表明）

- 面談において、両社社長より、内部統制の抜本的強化に係る今後の計画実行に関して、大要、以下のとおり決意表明がなされたところ。

対象事業者	決意表明概要
東京電力PG	• 内部統制強化の一環として、新委員会の設置、CCO（チーフコンプライアンスオフィサー）の任命等を実施してきたが、引き続き各種対策に魂を入れる活動を展開していく。例えば、リスク管理の観点からは、リスクの内容を社長として眺めるだけではなく、リスクを潰しこんでいく過程においても十分に関与し、リスクに対する向き合い方・姿勢も示していく。 • これまでに実施した対策の実効性を高めていくとともに、内部統制の整備・運用状況の実態について予断を持つことなく、調査ならびに対策を講じていく。 • 東京電力PGとして、東京電力ホールディングス、東京電力エナジーパートナー、東京電力RP、さらにはグループ会社が行為規制遵守に向けてどういった取組をしているのかという点について理解し、必要に応じて関与していく。 • 中立性・公平性を確実なものとするための取組について、東京電力グループとして真摯に取り組み、他社事例も踏まえながらトップランナーを目指して対応を進めていく。
東京電力RP	• 定期的な座学研修やｅラーニング等を活用した教育・啓発活動のほか、社内の全組織が主体となって実施する行為規制違反リスクの洗い出し・評価といったソフト面の対策を継続して、コンプライアンス最優先の意識の浸透・行動の徹底を図っていく。 • 令和６年７月から９月を「集中強化期間」とし、仕組みや体制面の構築といったハード面の対策に取り組んできており、それらの対策を定着させ、行為規制遵守に向けた取組の更なる実効性向上を期して、第２線・第３線が連携したモニタリングを定期的・適切なタイミングで継続していく。 • 経営トップとして「行為規制の遵守は業務遂行の大前提である」ことを強く自覚し、自ら先頭に立って、襟を正して業務にあたっていく。その想いを伝えるべく、全社員へ向けてメッセージを発信するとともに、７月以降全第１線事業所へ順次訪問し、その中で行為規制遵守をはじめコンプライアンスについてのメッセージの発信、メンバーとの対話活動を行っており、今後も継続していく。 • これまで以上に「しない風土」、「させない仕組み」、「言い出す仕組み」を掲げ、コンプライアンス意識の醸成に努めていく。

今後のモニタリングについて

- 今後は両社の内部統制の強化状況について、**実地確認やヒアリング等を通じてモニタリング**をしていく。
- 原則として、昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリング（以下「前回モニタリング」という。）の手法・頻度・内容等を踏襲し、**１年間の集中改善期間にわたりモニタリングをしていく**予定である。また、集中改善期間の最後には、**両社の再発防止に向けた取組状況を点数化して評価する**予定である。
- モニタリングの際には、両社の社長から説明がなされた内部統制及び再発防止策について、**実際に機能しているか・効果が上がっているか**といった点等について、確認していく。
- なお、当モニタリングの対象となっていない事業者※については、**前回モニタリングにおいて論点となった点を中心として、年１回程度のオンラインヒアリングによるモニタリングを実施する**予定である。

※既に集中改善期間が終了した14社（東北電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、四国電力送配電株式会社、四国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、中国電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社）に加え、北海道電力ネットワーク株式会社、北海道電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社

（参考）前回モニタリングの実施概要

第96回制度設計専門会合
資料５（令和６年４月26日）
赤枠追記・一部修正

- 第４回モニタリングをもって、ヒアリングや実地確認等による各社の取組状況の確認は終了とし、第84回制度設計専門会合において報告させていただいた通り、**採点作業に移る**こととする。

〈集中改善期間に係るモニタリングの実施状況〉

第１回（社長面談実施済）	第２回（現地ヒア等実施済）	第３回（オンラインヒア等実施済）	第４回（オンラインヒア等実施済）
✓ 業務改善計画に係る全体像・スケジュール ✓ 経営層による取組・リーダーシップ など	✓ 現場従業員の法令遵守意識向上に係る取組 ✓ 三線管理に係る体制整備状況及び取組 など	✓ 第１回・第２回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載のリスク評価、統制活動（委託先管理など）、情報と伝達（ITガバナンスなど）に係る取組 など	✓ 第１回～第３回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載の残りの取組（内部通報制度、不正発生時の処分、など） など

（参考）前回モニタリングにおける主な論点

項目	内容
委託先管理	✓ 一般送配電事業者/小売電気事業者双方から業務を受託している委託先の管理状況 ✓ 監査権限に関する契約書の記載 ✓ 委託先管理における第２線の関与状況 ✓ 委託先のモニタリング状況　　等
リスク評価	✓ リスク抽出・評価の網羅性 ✓ 不正リスク評価　　等
システム物理分割	✓ 進捗状況の確認 ✓ 課題の有無の確認　　等